

川内原子力発電所操業差止訴訟に係る答弁書の概要について

1 当社の主張骨子

川内原子力発電所は、十分な調査及び検討により、地域特性を十分に把握した上で、事故の発生及び事故による影響拡大を防止する設備としている。また、地震・津波についても、最新の知見を踏まえた評価や対策を講じることにより安全性を確認している。

したがって、原告が主張する福島第一原子力発電所のような、放射性物質の大規模な放出事故が起こる具体的危険性はなく、本件請求については棄却されるべきである。

2 川内原子力発電所の安全性

- ・ 川内原子力発電所は、立地地点毎に異なる地震・津波等について十分な調査及び検討を行い、地域特性を十分把握した上で、想定される地震・津波に対して安全機能が保持できる設備としている。また、新たな知見や技術等を踏まえ、再度十分な調査及び検討を行った上で耐震安全性を評価し、地震・津波に対し原子炉施設の安全性に問題のないことを確認している。
- ・ 更に、津波により、全交流電源、海水冷却機能、使用済燃料ピット冷却機能の全てが喪失したとしても、福島第一原子力発電所のような、放射性物質の大規模な放出事故に至ることがないよう、安全対策を講じた。
- ・ 以上のように、川内原子力発電所では、十分な調査及び検討により発電所の地域特性を十分に把握した上で設備を設けると共に安全対策を行い、発電所の安全性を確認している。

以 上